



デジタル・セーフティネットの構築と課題

公益財団法人東京財団政策研究所 研究主幹 森信茂樹

1 経済停滞の原因は将来不安

わが国経済がここ30年活気を失い低空飛行を続け、「失われた30年」と呼ばれる理由として以下のような指摘がなされている。企業のアニマルスピリッツの低下、新たな経済フロンティアをもたらずような規制改革の停滞、日本型雇用システムの中で雇用者の流動化やリスキリングが進まず、生産性の向上がもたらされなかったことなどである。

筆者は、それらに加えて次のような点にも大きな要因があると考えている。若者を中心に、結婚や子育てなど将来の人生設計に不安があり、それが消費を抑え経済の活性化を阻んでいるという点である。その間、少子高齢化が進み、年金や医療などの社会保障の持続性に疑問が生じ、ますます将来不安が高まり、社会全体の活力が失われてきたのではないかと。さらにAIやロボットの急速な発達が発達雇用増を抑え、AIを活用できる者とそうでない者との所得や資産の二極化を加速させ、社会を分断させる状況も生じつつある。

90年代以降のわが国は、カンフル剤と称して数次にわたる減税と公共事業の追加など総額120兆円の拡張的財政政策を実行してきた。しかし効果は一時的で、今日まで経済をデフレ体質から完全脱却させることはできていない。一

方で景気対策頼みの経済体質が作り上げられ、民間の創意工夫意欲やアニマルスピリッツは低下し、わが国の潜在成長力の低下や弱体化につながっている。

このように現状認識をすると、今必要な政策は「国民が安心して自らの資質の向上を図れるセーフティネットの構築」、とりわけ、この間発達したデジタル技術を活用して、税制と社会保障を一体的に改革していくことではないだろうか。

以下、「デジタル・セーフティネット」という概念を使って、課題を整理してみたい。

2 遅れるマイナンバーの活用

デジタル技術の活用のカギを握るのはマイナンバー・マイナンバーカードだ。デジタル庁ができて以降、行政手続面でのマイナンバー、デジタル技術の活用は相当程度進み、国民の利便は向上した。この点は大いに評価してよい。

一方で、セーフティネットにマイナンバーやデジタル技術を活用するという面では大変遅れている。マイナンバー制度創設の趣旨を改めて振り返ると、「社会保障と税を一体で運営し効果的・効率的な政策を実施すること」（社会保障・税番号法大綱参照）となっており、そのためのインフラである所得情報と社会保障給付の連携という面での整備が遅れている。

3 ガバメント・データ・ハブ

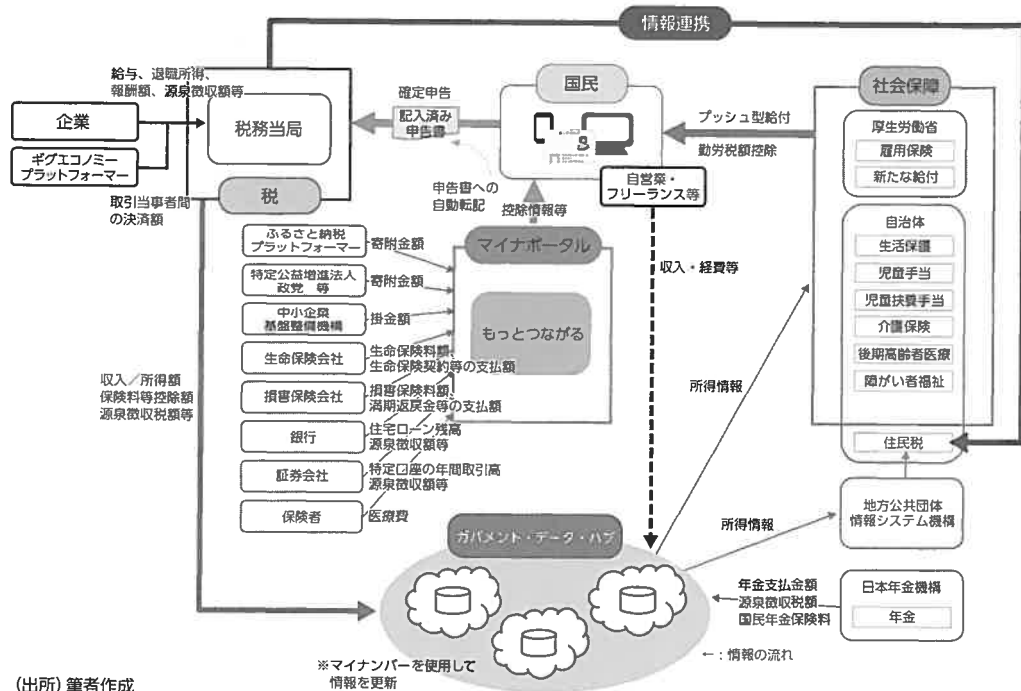
したがって困窮世帯への給付などが、「住民税非課税世帯」というアナログ的な基準で行われており、真に支援の必要な世帯への給付が行われないという問題が生じている。これを改め、マイナンバーを活用して所得情報と給付を連携させ、住民税は負担できているものの困窮している家庭に給付できる仕組みなど、新たなセーフティネットを考えていく必要がある。このような努力がマイナンバーカードの取得につながり、マイナンバーへの国民の信頼醸成となっていく。

筆者は、番号（マイナンバー）を活用して所得（収入）情報と社会保障を連携させる仕組みとして図表のような「ガバメント・データ・ハブ」を提言している。

これは、デジタル手続法のワンストップの原則に則り、国税当局の保有する所得データを、社会保障官庁や自治体が、法令に基づく給付にあたって利用できるハブである。最高裁の判例で禁じられているデータの一元管理を避けつつ、必要に応じて情報を取りに行けるという意味で、ハブという概念を使っている。

企業は、従業員の給与や契約上の個人への報酬などの支払についてデータ化して国税当局に提出する。社会保障官庁などは、その業

図表 ガバメント・データ・ハブのイメージ



(出所) 筆者作成

務の必要に応じ、必要なデータをそこから入手できるようにする。このような情報連携をスムーズに行うためには、関係者間の守秘義務の解除や目的外利用などの問題もあり、法令で定めることが望ま

しい。ハブを介した所得情報の提出頻度を月次にまで高めていけば、個人や家計の所得に応じたきめ細かく精度の高いプッシュ型給付も可能になる。英国では、企業から従

業員の所得情報が毎月歳入関税庁（国税庁）に報告され、その情報が労働年金省に提供され中低所得の有資格者にユニバーサル・クレジットとして毎月給付される制度が導入されている。2024年から個人事業者も4半期ごとに所得を歳入関税庁に申告することになり、効果的なセーフティネット（デジタル・セーフティネット）の構築につながっている。

4 構築に向けての課題

わが国の課題をまとめると以下のとおりである。

セーフティネット構築のためには正確な所得の把握が前提となる。働き方改革などで増加したフリーランスやギグワーカー、さらには副業などの所得について、マイナンバー制度と法定調書制度を活用して効率的に把握することが必要である。

わが国は企業で所得を得る雇用の給与や、講演料・原稿料、弁護士や公認会計士などの報酬について、金銭等の支払者が取引内容や支払金額を税務当局に提出することを義務付ける法定調書制度がある。しかし、デジタル経済の発達で増加するフリーランスやギグワーカーについては、支払先からの法定調書が完備されていない。納税者のコンプライアンスの負担を軽減しつつ所得情報把握の精度を上げるためには、ギグワーカー

が登録するプラットフォーム企業に対して法定調書の提出義務を拡大することが必要である。シェアリングエコノミー、ギグエコノミーの拡大に伴う情報収集の拡充については、先進国共通の課題であり、OECDやEUにおいてシェアリングエコノミー等の拡大に伴う情報収集や交換のためのルールの策定が行われているので、それを参考にしつつ整備していくことが必要である。

またフリーランスについては、フリーランス保護のための新法が検討されているので、法整備を待つて一定規模以上の発注者から所得情報を提供させるよう制度の整備を行うことが望ましい。

このようなインフラが完備すれば、今問題となっている106万・130万円の壁の問題についても、逆転現象を防ぐべく壁の部分についてピンポイントで給付を行うことにより、働き止めを抑制することができる。諸外国では、働き始めると税や社会保険料の負担が生じる現象をボバティートラップととらえ、それを緩和し勤労インセンティブを高める給付付き税額控除が導入されている（先述のユニバーサル・クレジットもその一種）が、わが国でもそのような制度を導入し、デジタル時代にふさわしいセーフティネットを構築することは、経済活性化を促す経済政策としても有用である。